

2020年 7月13日

法人文書不開示決定通知書

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史 様

(開示請求者)

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター



2020年 6月 2日付けの法人文書の開示請求(第126号)について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した開示請求文書の名称

(1) 医療法に基づき、医療事故(医療法6条の10等)について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、一般社団法人日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)へ報告した事案の件数

(2) 前記1項について、医療事故の報告内容

(3) 医療法に基づき、事故等事案(医療法施行規則9条の20の2第1項第14号)について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数

(4) 前記3項について、事故等事案の報告内容

2 不開示とした理由

上記1(1)及び(2)の文書

開示請求にかかる文書を保有していないため。

上記1(3)及び(4)の文書

不開示情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号）に該当する。

部分開示とした決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等 総務課総務係 TEL042-341-2711(内線2113)

2020年7月13日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田 雅史 様

書類送付のご案内

下記について、別添の通りお送りします。

- ・法人文書不開示決定通知書

以上

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
総務部総務課総務係長

志田 松之助

TEL 042-341-2712 (内線 2313)

FAX 042-344-6745

Mail m-shida@ncnp.go.jp